



暖かくなり、ジョギングや散歩をしている人達をよく見かけるようになりました。風薫る5月。新緑が美しい季節です。気持ちのよい風にさそわれて、思わず体を動かしたくなりますね。

昼間汗ばむほど暑くても、夜になると肌寒く、気温の寒暖差から体調を崩しやすい季節でもあります。お気をつけください。

今回は、「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化」と、「訪問看護」についてお知らせします。

< 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化 >

すでに、地域の広報をご覧になり、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、4月から、70歳未満の方の入院に係る高額療養費の支給方法が変わりました。今までは、医療費の3割を支払っていただき、保険者に申請すると高額療養費が還付されました。4月からは、病院窓口での支払いを自己負担限度額までとする制度が始まりました。これにより、患者様が病院窓口で多額の現金をお支払いいただく必要がなくなります。

- * この制度を利用するためには、あらかじめ、保険者が発行する「限度額適用認定証」を病院にご提示していただく必要があります。
- * 「限度額適用認定証」は国民健康保険の方は市町村の国保の係り、健康保険の方は社会保険事務所、組合健保の方は各組合保険者に申請し、交付してもらってください。但し、国民健康保険に加入している方が、国民健康保険料を滞納している場合は、認定証の交付を受けられない場合があります。
- * 「限度額適用認定証」を病院にご提示いただかない場合は、従来どおり、医療費の3割を支払っていただき、支払い後に高額療養費の支給申請をしていただきます。

70歳未満の方の自己負担限度額

上位所得者 : 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% { 83,400円 }

一般 : 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% { 44,400円 }

低所得者 : 35,400円 { 24,600円 }

{ }の金額は過去12ヶ月に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の限度額です。

< 訪問看護をご存知ですか？ >

どんなサービス？ : 病院や訪問看護ステーションから、保健師、看護師、准看護師などがご自宅に訪問し、ご自宅での療養生活のサポートをします。

具体的には、全身状態の観察や、排泄のお世話、床ずれや傷の処置、チューブ類の管理、リハビリ等。主治医の指示により、いろいろな医療的処置、日常生活の看護をおこないます。また、療養生活でのさまざまな相談にも、のってもらえます。

申し込みは？ : 介護保険で利用する場合は担当のケアマネージャーにご相談ください。

医療保険で利用する場合は、主治医またはお近くの訪問看護ステーションにご相談ください。

病院のソーシャルワーカーもご相談にのらせていただきます。

住み慣れたご自宅での療養を希望される患者様は多いと思います。ご家族もできればご自宅で見てあげたいと思いつつも、注射や床ずれなどの医療行為が必要な状態では、自宅では介護できないと考えてしまいます。でも、訪問看護を利用して、毎日ご自宅で点滴をうけたり、なかには人口呼吸器をつけてご自宅で療養している患者様もいらっしゃいます。訪問看護は在宅療養の心強いサポートのひとつです。

今回は、**< 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化 >**と**< 訪問看護 >**について、ご説明させていただきました。

何かわからない事、ご心配な事がありましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

地域連携室
医療相談室